

消防車両売払仕様書

この仕様書は、由利本荘市（以下「市」という。）が、令和８年度に売払う消防車両に関する必要な事項について定める。

1 車両概要

物品① 消防車両 三菱・ファイター（PDG-FK62FZ）

物品② 消防車両 日野・レンジャー（KK-GX1JGEA改）

※詳細は、別紙記載事項参照

2 摘 要

- （１）車両は、現状有姿での引渡しとする。運搬時の自走は不可とし、トレーラー等を使用して運搬すること。
- （２）市は、車両について契約不適合責任を負わない。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても市は一切の責任を負わないこととする。
- （３）車両は、契約代金の全額完納確認後、３０日以内に引き渡しするものとする。具体的な引渡日時は、土日祝日を除く日の午前９時から１２時又は午後１時から４時までの間で、落札者と市で調整の上決定する。
- （４）一度引渡した車両はいかなる理由があっても、返品は認めない。
- （５）契約締結、運搬、登録、その他売払に要する費用は、全て落札者が負担するものとする。
- （６）車両は、エアバッグ類料金及びフロン類料金を除いてリサイクル料金預託済みである。
- （７）車両に係る自動車重量税の還付金がある場合は、市の指示に従い納入すること。
- （８）契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、市に対して売買代金の減免を請求することができない。
- （９）引渡し後の車両の保管は、落札者の責において行い、路上等に放置しないこと。また、市が求めた場合、落札者の負担において、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出すること。（海外転売した場合も同様とする）
- （１０）落札者は、車両のサイレン装置、赤色灯、消防章及び隊別標識（黄色の標識灯）を取り外すこと。また、取り外したサイレン装置等は適切に廃棄し処分経過の写真を提出すること。
- （１１）落札者は、車両の「由利本荘市消防本部」、「所属名」等の文字を塗りつぶし等により削除すること。文字がシール等で貼付されている車両において、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除すること。
- （１２）サイレン装置等の取り外し及び車両の文字削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方、キャブ上部及びキャブ内電子サイレンアンプ取り外し部分の写真を提出すること。
- （１３）車両引渡し後に受領書を提出すること。
- （１４）解体処分する場合は、解体抹消登録し、解体報告記録が記載された登録事項等証明書在市へ提出すること。

- (15) 解体しない場合は、落札者への名義変更または落札者による一時抹消登録を行い、登録識別情報等通知書の写しを提出すること。
- (16) (10) から (15) までの処理等は、車両引渡し後 20 日以内に実施すること。

3 補 則

- (1) 落札者は、契約後当市と十分な打合せを行い、本仕様書記載外の項目で疑義が生じた場合には両者協議の上、仕様書の追補とする。
- (2) 車両引渡し時の搬出（車両移動開始から敷地より持ち出すまで）作業等は当市職員立ち会いの上、落札者が行い、搬出及び搬出後において発生した事故に対してもその責任は落札者が負うものとする。
- (3) 災害等やむを得ない事由により、上記 2 摘要 (10)、(11) 及び (12) を実施する前に車両を自走して移動する場合は、市内に限るものとし、任意様式の書面にて当市消防本部の許可を得ること。